

GOLFINGBASETOKYO 会員会則

第 1 条(定義)

本会則は「GOLFINGBASE TOKYO」(以下施設という)の会員ならびに本会に入会しようとする方に適用する。

第 2 条(目的)

会員が施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにゴルフライフの振興を図ることを目的とする。

第 3 条(管理運営)

本会のすべての施設は、「株式会社 UBS」(以下、会社という)が経営し、会社は管理運営にあたる事務所を施設におくこととする。

第 4 条(会員制)

本会は会員制とする。

第 5 条(入会資格)

本会の入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とする。

- (1) 当会員制度において定める資格に該当する方。
- (2) 本会の諸施設の利用に耐え得る健康状態であることを施設に申告いただいた方。
- (3) 暴力団関係者でない方。
- (4) 会則に同意した方。
- (5) 過去に施設より除名等の通告を受けていない方。

第 6 条(入会手続き)

1. 入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了する。

- (1) 所定の申込書類により入会申込手続きを行う。
- (2) 会員区分に従って第 9 条に定める諸費用等を施設に支払う。

2. 未成年の方が入会しようとするときは、所定の申込書類により親権者の同意を得なければならない。

この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第 7 条(諸手続き)

会員は入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行わなければならない。

第 8 条(個人情報保護)

施設が保有する会員の個人情報は、個人情報保護方針にしたがって管理する。

第 9 条(諸費用)

1. 会員の諸費用は別に定めたとおりとする。
2. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用を支払うものとする。
3. 諸費用の支払いは、原則クレジットカード引落しとする。なお、翌月分の引落日は当月の 1 日(休日の場合は後平日)とする。

4. 一旦納入した諸費用は、原則として返還しない。

第 10 条(会員資格の取得)

第 6 条の手続きが完了し、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとする。

第 11 条(会員資格の相続・譲渡)

施設の会員資格は他の方に相続・譲渡できない。

第 12 条(ビジター)

体験レッスン、都度利用等会員以外の方(以下ビジターという)も、施設を利用することができる。

第13条(その他会員以外の施設利用)

施設は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることができる。

第 14 条(諸規則の遵守)

会員は施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従わなければならない。

また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけない。

第 15 条(禁止事項)

会員は、館内にて次の行為を禁止する。

- (1) 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声等の迷惑行為や威嚇行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本会の施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、著名活動。
- (11) 無断で会員以外の方を入店させること。
- (12) ミラーフィット内のコンテンツを撮影、および SNS 等への無断転載、会員以外の方への共有。

第 16 条(損害賠償責任保険)

1. 会員が施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、施設に重大な過失がある場合を除き、施設は当該損害に対する責を負わない。ビジターについても同様とする。
2. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、施設に故意または重大な過失がある場合を除き、施設は一切関与しない。

第 17 条(会員の損害賠償責任)

会員が施設の利用中、会員の責に帰する事由により施設、または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。ピジターについても同様とする。

第 18 条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失する。

- (1) 第 15 条の禁止行為を行った場合。
- (2) 第 20 条に定める退会を申し出、施設がこれを承認したとき。
- (3) 第 21 条により除名されたとき。
- (4) 会員本人が死亡したとき。

第 19 条(休会)

- 1. 会員は自己都合により休会するときは、希望月の前月 15 日(休館日の場合は前営業日)までに所定の書面により手続きを完了する。なお、施設は休会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有する。
- 2. 休会期間は原則最大3カ月とし、休会期間を過ぎた場合、会員から申出がない限り、施設は自動的に諸費用の請求を再開するものとする。

第 20 条(退会)

会員は自己都合により退会するときは、退会希望月の当月 15 日(休館日の場合は前営業日)までに所定の書面により手続きを完了する。

施設は退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有する。

なお、手続きが上記期日以降となった場合は、原則翌月末の退会となる。

第 21 条(会員除名)

次の各号に該当する場合、施設はその会員を除名することができる。

- (1) 第 5 条の入会資格を喪失したとき。
- (2) 施設の会則及び諸規則に違反したとき。
- (3) 第 15 条の禁止行為を行ったとき。
- (4) 法令に違反したとき。
- (5) その他施設が会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 22 条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができる。事前に予定している場合は、原則として一カ月前迄に会員に対しその旨を告知する。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減及び免除されることはない。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第 23 条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは施設利用を禁止とする。

- (1) 暴力団関係者である場合。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (3) 過去に施設より除名の通告を受けていた場合。
- (4) その他、正常な利用ができないと判断した場合。

第 24 条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

- (1) 施設は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について施設が必要と判断したときは変更することができる。
- (2) 前項同様に施設運営システムを施設が必要と判断したときは、変更することができる。
- (3) 前 2 項を変更するときは、施設は 1 ヶ月前迄に会員に告知することとする。

第 25 条(会則の改訂)

施設は、会則等の改訂を行うことが出来る。なお、改定を実施するときは、施設は予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

2025.03.01～

GOLFINGBASE TOKYO
〒134-0088
東京都江戸川区西葛西 3-22-10
リアナ西葛西ビルディング 2F
03-5659-0818